

地区の概要

当地区は、南海本線岸和田駅の東部に位置し、岸和田駅から国道26号に至る東西約900m、南北約70m、面積約11haの区域です。

地区の中央には東西に都市計画道路岸和田駅東停車場線（幅員20m）が通っており、沿道には福祉総合センターや岸和田警察署といった公共施設のほか、商業・業務施設が多く建ち並んでいます。また、近年では大規模なマンションの立地もみられるようになってきています。

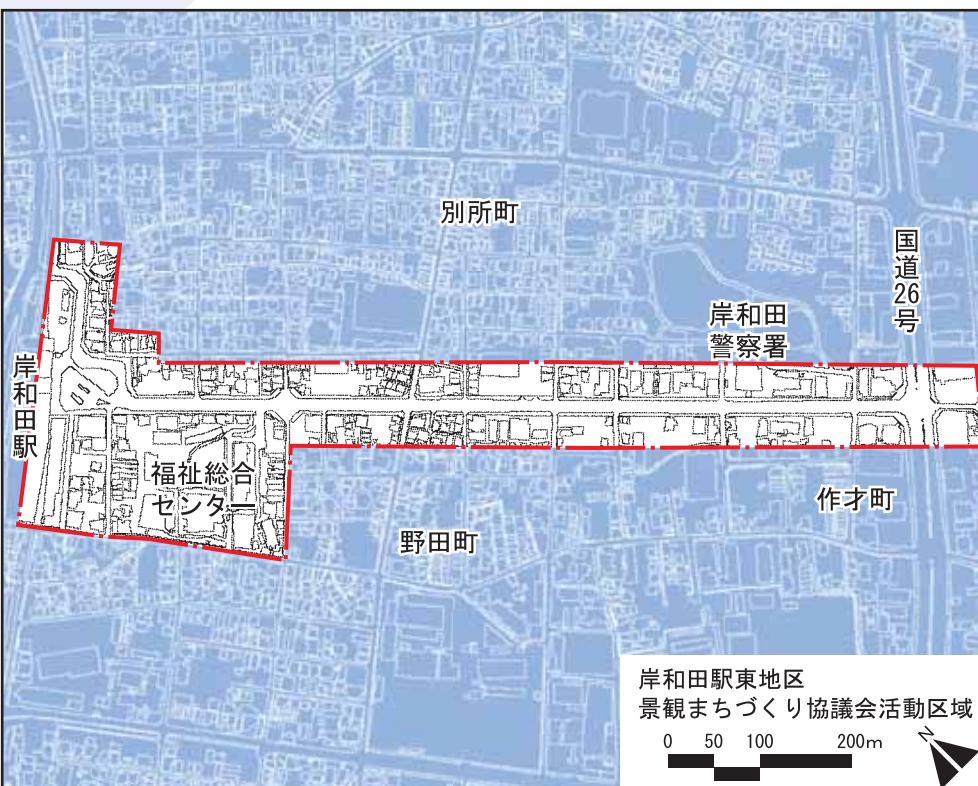
景観形成の方針（案）

建築物や道路が調和し、街路としての一体感や連続感を感じさせるような景観をつくります。

歩く人の視点に合わせたヒューマンスケール[※]で変化に富んだものとします。

ゆとりの空間の創出に努め、植樹や草花等の修景により沿道に潤いと華やかさを演出します。

※ 人が快適に歩き、集い、憩う空間をいかに創出していくかという概念



岸和田駅東地区景観まちづくり協議会とは

岸和田駅東地区景観まちづくり協議会は、建築物と道路が調和した美しく魅力あるまちをつくることによって、岸和田市の玄関口にふさわしく、住民が快適に生活できる“歩く人の視点に立った、ゆとりや潤い、華やかさのあるまちづくり”を目的として、活動区域内の居住者や各種事業者、土地及び建築物の所有者、関係町役員等の方の参画のもとに平成9年に設立した組織で、主に以下のような活動を行っています。

【岸和田駅東地区景観まちづくり協議会の主な活動】

- 会員の総意を反映した景観基準案等を策定する。
- 地区のまちづくりのための研究、協議及び企画立案を行い、美しく魅力あるまちづくりを進める。
- 会員のための話し合いの場をつくるとともに、会員への広報及びまちづくりに対する啓発を行う。

【岸和田駅東地区景観まちづくり協議会のあゆみ】

| | |
|-------------|--|
| 平成 9年 6月12日 | 岸和田駅東地区景観まちづくり協議会設立 |
| 平成10年10月 6日 | 岸和田市長より景観形成市民団体として認定～岸和田市都市景観条例による市民団体として第1号～ |
| 平成 9年 ~ 17年 | 景観に関する調査・研修活動 先進都市の調査・研究 景観形成基準(案)の検討・作成 |
| 平成17年 6月30日 | 総会にて景観形成基準(案)の承認 |

※ 景観形成基準(案)とは、本パンフレットに示す景観ガイドライン(案)と同じものです。

会員を募集しています

岸和田駅東地区景観まちづくり協議会では、地域住民や土地・建築物の所有者の皆さんに活動内容についてご理解いただくとともに、協議会の活動に賛同していただける会員の方を募集しています。

景観ガイドライン(案)に対するご意見をお寄せください

岸和田駅東地区景観まちづくり協議会では、岸和田駅東地区における良好な景観の形成に向けて、当『景観ガイドライン(案)』について関係する住民や土地・建築物の所有者の皆さんからのご意見を募集しています。

岸和田駅東地区景観まちづくり協議会

お問い合わせは

〒596-8510 岸和田市岸城町7-1

岸和田市都市整備部都市計画課 TEL 0724-23-2121(代)

印刷協力：有限会社 協栄印刷所

岸和田駅東地区

～景観ガイドライン(案)～



野田町・別所町・作才町のみなさんへ

この景観ガイドライン(案)は、岸和田駅東地区における良好な景観の形成をめざして、岸和田駅東地区景観まちづくり協議会において取りまとめたものです。

今後、この景観ガイドライン(案)を基に、関係する住民や土地・建築物の所有者の皆さんにご意見をおうかがいするとともに、市役所等の関係機関との協議・調整を行い、「岸和田駅東地区景観形成基準」として策定する予定です。

平成18年3月

岸和田駅東地区
景観まちづくり協議会

建築物

1-1 建築物等の位置

面積が500m²以上の敷地については、建築物の位置を後退（セットバック）したり、建築物の形状を工夫し、歩道と一体となった開放的な空間の確保に努めるとともに、積極的に緑化を施し、潤いのある空間となるよう配慮する。

1-2 建築物の形状

高層建築物については、建築物の位置を後退（セットバック）したり、低層部に対して中高層部を後退するなど、歩行者に対する圧迫感を軽減するよう配慮する。

1-3 建築物の色彩・意匠

外壁、屋根等の色彩は、街並みの調和に配慮し、広い面積にわたって高彩度色を使用することを避け、落ち着いた色調を基調とし、極端にあざやかな色についてはアクセントとして用いるなど彩色する部分や範囲を限定する。

また、高層建築物や間口の長い建築物などの大規模な建築物については、単調な表情とならないようデザインに配慮する。

さらに、1階部分を店舗とする場合は、ショーウィンドーの設置やシャッターのシースル化など、賑わいの創出に努める。

1-4 バルコニー、屋外階段等

ベランダ、バルコニーは建築物本体と調和したものとし、洗濯物や室外機などが見えにくいようバルコニーの手摺や室外機の位置に配慮する。

屋外階段については、原則として建築物と一体化したデザインとする。やむを得ず一体化ができない場合は、壁や植栽等で隠蔽、修景する。

1-5 材質

汚れの目立たないものや退色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用する。

1-6 設備

給水管やダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。

外構

2-1 塀・柵等

道路と敷地の境界には、原則として塀や柵を設けないものとする。ただし、戸建住宅などで周囲に柵等が必要な場合は、単調なデザインのコンクリートブロック塀は避け、デザインを施したブロックや透過性のある柵、植栽（生垣）等とする。

2-2 駐車場

駐車場や駐輪場は、道路から目立たない位置に設けることを基本とし、道に面して設ける場合には、植栽等により目隠しをするものとする。

戸建住宅などにおいてガレージを設ける場合は、建築物と一体的なデザインとなるよう配慮し、シャッターは必要最小限にとどめる。

2-3 附帯施設

ゴミ置き場や倉庫、物置等の建築附帯施設、室外機や電気設備等の屋外設備類は、建築物本体及び周辺の景観と調和する色彩を基本とし、目立たない位置に設置したり、壁や植栽等で隠蔽、修景する。

広告物

広告物はできるだけ集約化してすっきりとさせるとともに、街並みに調和する質の高いデザインとする。

広告物の下地は、街並みと調和した落ち着いた色調を基調とし、高輝度色はアクセントカラーとして効果的に使用するものに限定する。点滅する広告物やネオン管の露出する広告物は、原則として禁止する。

3-1 屋上広告物

屋上広告物は、建築物1棟に対して1箇所とし、建築物と一体となった色彩・デザインとする。

3-2 壁面広告物

壁面広告物は、表示面積及び掲出数を必要最小限とし、切り文字式とするなど、建築物の壁面と調和したデザインとなるよう配慮する。

3-3 袖看板（突出広告物）

袖看板は、建築物1棟に対して1箇所（列）に集約化し、建築物と一体感を損なわない位置に取り付けるものとともに、建築物との調和や各看板のデザインの統一を図るものとする。

3-4 窓面広告物

窓面広告は、中高層部には設置しないものとする。また、表示面積は、必要最小限とし、窓面全体に掲出する場合には、切り文字式や掲示板、ショーケース等とする。

- 1-3 外壁の色は、街並みに調和した落ち着いた色とする。特に、高層建築物や間口の長い建築物では、単調なデザインとならないようにする。
- 1-5 外壁は、汚れの目立たない退色しにくい素材とする。
- 1-6 給水管やダクト等は、露出させないよう設置する。

- 1-4 屋外階段は建築物と一体化したデザインとする。
- 3-7 広告幕は、原則として禁止する。

- 1-4 バルコニー・ベランダは建築物と一体化したデザインとし、洗濯物や室外機が見えにくいようにする。
- 3-2 壁面広告物は、必要最小限とする。

- 1-2 戸建住宅では、建築物の位置を後退するなどにより、圧迫感を軽減する。
- 2-1 戸建住宅で塀を設ける場合は、単調な表現のブロック塀は避け、生垣等とする。
- 2-2 戸建住宅のガレージは、建築物と一体的なデザインとし、シャッターは必要最小限にとどめる。

- 1-3 1階を店舗とする場合は、ショーウィンドーやシースルーシャッターにより賑わいを創出する。
- 1-2 高層建築物では、低層部に対して中高層部を後退するなどにより、圧迫感を軽減する。

- 2-2 道路に面して駐車場を設ける場合は、植栽等により目隠しをする。
- 2-3 ゴミ置き場等は、目立たない位置に設置したり、壁や植栽等で隠蔽、修景する。

- 1-1 大規模な敷地では、セットバックや建物形状の工夫により、歩道と一体的となった空間を確保し、積極的に緑化を施す。
- 3-6 テントは、落ち着いた色彩・デザインとし、街並みのアクセントとなるよう配慮する。

3-5 テント

テントは、劣化や退色に対して耐久性があり、シンプルで落ち着いた色彩・デザインとし、街並みのアクセントとなるよう配慮する。

3-6 独立広告物（地上設置の広告物）

地上設置の広告物は、原則として1敷地当たり1ヶ所に集約化して設置する。

3-7 その他の広告物

広告幕、のぼり、立て看板については、イベント期間中等の一時的な設置を除いて、原則として禁止する。

- 3-2 壁面広告物は、切り文字式とするなど、壁面との調和を図る。

- 3-1 屋上広告物は、建築物1棟に1箇所とする。建築物と一体となった色彩・デザインとする。
- 3-3 袖看板は、建築物1棟につき1列に集約化する。

- 3-4 中高層部には、窓面広告物は設置しない。

- 3-4 窓面広告物は、必要最小限とし、窓面全体に設置する場合は切り文字式等とする。

- 3-6 独立広告物は、1敷地につき1箇所に集約化する。
- 3-7 のぼり・立て看板は、原則として禁止する。

